

個 情 第 537 号
老 発 0414 第 2 号
平成 29 年 4 月 14 日

一般社団法人全国軽費老人ホーム協議会
特定非営利活動法人全国盲老人福祉施設連絡協議会
高齢者住まい事業者団体連合会
公益社団法人全国有料老人ホーム協会
一般社団法人全国特定施設事業者協議会
一般社団法人サービス付き高齢者向け住宅協会
一般社団法人高齢者住宅推進機構
公益財団法人テクノエイド協会
一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会
日本福祉用具・生活支援用具協会
一般社団法人日本福祉用具供給協会

御中

個人情報保護委員会事務局長
(公 印 省 略)
厚生労働省老健局長
(公 印 省 略)

医療・介護関係事業者における個人情報の適切な
取扱いのためのガイダンスについて（通知）

医療・介護関係事業者における個人情報の適正な取扱いを支援するために、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」（平成 16 年 12 月 24 日付け医政発第 1224001 号・薬食発第 1224002 号・老発第 1224002 号厚生労働省医政局長・医薬食品局長・老健局長通知別添。以下「ガイドライン」という。）を作成し、その周知を図ってきたところです。

今般、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 65 号。以下「改正個人情報保護法等」という。）が全面施行されることに伴い、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンスについて」を別紙のとおり各都道府県知事あてに通知しましたので、御了知いただくとともに、傘下会員に対する周知方よろしくお取り計らい願います。

なお、本ガイダンスは、改正個人情報保護法等の施行の日（平成 29 年 5 月 30 日）から適用することとし、ガイドラインは平成 29 年 5 月 29 日をもって廃止します。